

令和8年度 就学予定児童の就学時健康診断と入学説明会

令和8年4月から小学校（義務教育学校前期課程含む）に入学するお子さん（平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ）を対象に、就学予定校にて就学時健康診断および入学説明会を実施します。お知らせ文書がお手元に届いていない方や紛失された方は、学校教育課まで問い合わせください。

<注意事項>

【就学時健康診断】

- ・指定された小学校および健診日に受診してください。（必ず受付終了時間までにお越しください。）
- ・小規模特認校制度により「はびきの埴生学園」に就学をお考えの方も、指定校で受診してください。
- ・転居予定の方は住民異動届を提出するまでは、指定校で受診ください。
- ・事情により指定日に受けることができない場合は、学校教育課まで必ずご連絡ください。

【入学説明会】

- ・指定された日に参加できない場合は、就学予定小学校まで必ずご連絡ください。



はびきの埴生学園（小規模特認校）～他の校区の児童・生徒も入学・転学が可能です～

市内で特色ある教育を実施する「はびきの埴生学園」（義務教育学校）は、同校校区だけでなく、他の校区の児童・生徒にも一定の条件を設定して、入学・転学を認める「小規模特認校制度」を実施しています。

【校区外の方が就学できる条件】

- (1) 羽曳野市内に居住していること
- (2) はびきの埴生学園の教育活動を理解・賛同し、協力できること
- (3) 保護者の責任と負担において児童・生徒を通学させることが可能なこと
- (4) 原則として卒業までの間、通学すること
- (5) 入学は原則として、毎年4月1日とします。

【入学を認める学年】

令和8年度 新1年生及び新7年生（中学校1年生に相当）

【申請書の交付場所】

学校教育課

【入学できる人数】

新1年生（募集定員15人程度）、新7年生（募集定員20人程度）
※募集定員を超えた場合は公開抽選により決定します。なお、既に兄弟がはびきの埴生学園に在籍している場合は、優先枠があります。

【募集期間】

11月4日(火)～12月3日(水)まで
(※期間後も定員に満たない学年は、令和8年2月27日まで随時受付。定員を満たした時点で締め切り。)

【校区外の方の申請手続き】

学校見学を必ず済ませ、入学をご希望される方に限り、学校教育課に「就学指定校変更申請書」を提出してください。

【注意事項】

- ①申請前に、必ず学校へ連絡の上、見学を済ませてください。
- ②就学時健康診断は指定校で受診をお願いします。（本ページ上部参照）



就学援助費（新入学用品費）の早期支給申請～入学前に支給を希望の方はご活用ください～

【対象者】羽曳野市立の小・中学校（義務教育学校を含む）へ入学・進級を予定している児童生徒の保護者で、次の①②全てに該当する方

- ①申請時に羽曳野市に在住し、また令和8年4月より羽曳野市が設置する学校に就学予定の児童生徒の保護者
- ②令和7年12月末現在「令和7年度 就学援助制度」の受給認定者、若しくはその受給資格に該当する方

【受付期間】12月1日(月)～26日(金) ※(出)は窓口受付をいたしません

<持ち物>受給認定者は①振込先がわかるもの（通帳など）、それ以外の方は①及び②認定資格を証明するもの

【支給額】小学校 57,060 円（予定）

中学校 63,000 円（予定）

オンライン申請
はこちら▼

【受付場所】学校教育課

※オンライン申請可。詳細は広報12月号、市ウェブサイトを参照。

【支給日】令和8年2月中旬

